

令和6年度

第5回定例農業委員会会議録

令和6年8月20日 開催

令和6年8月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第5回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第8号

令和6年度 第5回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年8月14日

農業委員会会長 谷本 利信

召集 令和6年8月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年8月20日 午前 9時00分

閉会 令和6年8月20日 午前 11時25分 (会期1日)

第1日目 (8月20日)

出席委員 19名

| | | | | | |
|----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷本 利信 | 8番 | 滝川 廣男 | 15番 | 横井 博美 |
| 2番 | 笹川 武義 | 9番 | 三好 直樹 | 16番 | 長川 富雄 |
| 3番 | 末長 憲二 | 10番 | 國重 義廣 | 17番 | 松岡 正広 |
| 4番 | 長尾 清 | 11番 | 金滝 耕治 | 18番 | 松内 利和 |
| 5番 | 西川 謙三 | 12番 | 川西 正廣 | 19番 | 藤重 英子 |
| 6番 | 中島 美紀 | 13番 | 丸尾 説男 | | |
| 7番 | 佐藤 裕子 | 14番 | 福家 範行 | | |

議事録署名委員

6番 中島 美紀 委員、 8番 滝川 廣男 委員

欠席

番 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 人

議事日程

令和 6 年 8 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】
について
- 第 8 議案第 6 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 9 議案第 7 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 6 年 8 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 6 年度第 5 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶いたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、谷本会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の農業委員出席者は 19 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、6 番 中島 美紀（なかじま みき） 委員
8 番 滝川 廣男（たきかわ ひろお） 委員
を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。議案第1号について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は6件です。

議案第1号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額100万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住しているため農地の管理に苦慮しており農地の処分を検討していたところ、自己住宅の建築を検討していた譲受人との間で意向が合致し売買の話がまとまったものです。自己住宅の建築は今月の議案第3号農地法第5条の申請があがっており、宅地に要する面積を分筆したうえで残りの農地を本件にて取得するものです。また、次の案件で説明いたしますが、隣接農地所有者からの要望があり農地の一部を更に分筆して所有権を移転する計画にもなっています。

譲受人には経営面積はなく自身での農業経営の経験はないものの、配偶者の実家の農地管理を手伝っている経験はあり、自宅を建築する予定地に隣接する農地であるため管理は可能なものと考えております。

取得後の営農計画としては、果樹・季節野菜を予定しております。

譲受人の農作業の従事予定日数は150日で、機械等の所有はありませんがトラクターをリース予定です。また、果樹、野菜を作付けする計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離について住宅建築後は、隣接地で徒歩1分未満の位置にあることから、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買 総額100万円

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、先ほどの案件にあった通り農地の管理に苦慮し

ていた譲渡人は農地を手放すことにしていましたが、売買の話を進めていく中で、隣接する農地の所有者である本案件の譲受人の希望により申請地を別途売買することで話がまとまったものです。譲受人は申請地の南北に農地を所有しているものの農地が隣接しておらず管理しにくかったことから、間の農地を取得し農地の管理を容易にすることを目的として取得するものです。また 16 m²の農地については、所有農地への暗渠水路があったため自身で所有するものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 8,634 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、季節野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦は、5年、農作業の従事日数は、150日、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機が各1台あります。

また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、0.3 km、徒歩で5分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図：



権利等： 所有権移転 有償売買 総額 89万7千円

申請地：



譲渡人：



譲受人：



説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢により農地の管理に苦慮しており土地の処分を検討していたところ、新規就農するための農地を探していた譲受人との間で話がまとまり、申請に至ったものです。

譲受人は、現在 JA のインターン制度を活用しイチゴの栽培技術を学んでおり、インターン終了後に申請地において就農する予定としています。

取得後の営農計画としては、イチゴを予定しており、取得後の農作業の従事日数は 300 日を予定しております。

機械の所有状況については、現在は研修中であることから所有していないものの、今後はハウスの建築及び軽バンの取得を予定しています。

また、イチゴの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、3.5 km、車で8分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これら

今回計画の土地利用率は、土地面積 498 m²に対し、建築面積合計 174.06 m²で、34.95%であり、分家住宅 500 m²までの有効利用率 22%を充足している。

以上が計画内容であり、妥当であると考えます。

【資金】事業費は、用地費 400 万円、造成費 700 万円、建築費 4,000 万円 合計 5,100 万円に対し、全額自己資金で賅うとのこと。

【期間】許可後、令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日

【造成】申請地東側の町道に面する部分を除く南・西・北側に H=1.4m のコンクリート擁壁を設置し、花崗土約 0.9m の盛土で造成。

【排水】雨水：ため桝を設置集水し、東側水路へ放流

汚水：合併浄化槽処理水も東側水路へ放流

【他法令許可】町道横断排水管を埋設。

【水利】[REDACTED]の同意

【隣接同意】[REDACTED]

議案第 3 号-2

地図・図面： [REDACTED]

権利設定 所有権移転

申請地： [REDACTED] 田（現況：宅地） 246 m² 合計 246 m²

地種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED] 宅地 311.29 m²外 1 筆 合計 354.29 m²

申請者： 【譲渡人】： [REDACTED]
【譲受人】： [REDACTED]

用途： 非農家の宅地拡張

施設の概要： 住宅平屋建て 1 棟 128.81 m²、カーポート 1 棟 47.94 m²、物置 3 棟 35.89 m² 合計 212.64 m²

申請事由： 非農家の宅地拡張

説明： 【理由】平成 9 年 4 月頃に、宅地である [REDACTED] の北側、実弟である [REDACTED] 所有農地の一部にせり出す形で、カーポートと物置を設置した。農地法について認識不足で、農地行政に大変迷惑を掛けたことを反省し、始末書を添えての申請になります。

して宅地拡張が可能な面積を確保すること、また、農業後継者として祖父母から農業を引き継ぎ経営していくために適地であったことから本申請を選定した。

土地利用としては、建築物の面積合計 485.79 m²に対し、土地の有効利用面積 1,391.53 m²であり、土地利用効率 34.91%であり、>30.0%を充足している。

【資金】土地代 50 万円、造成費 300 万円、建築費 3700 万円
合計 4050 万円 を借入金で賄う。

【期間】許可後 令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

【造成】申請地 [REDACTED]方に境界コンクリート構造物

H=0.4m を設置。良質花崗土H=0.3m 造成。

【排水】雨水：集水後、既設暗渠排水管を利用して [REDACTED]の
ため池へ放流。

汚水：公共下水道に接続、放流

【他法令許可】該当なし

【水利】ため池 [REDACTED]所有者相続人の同意

[REDACTED]同意

【隣接同意】該当なし

議案第 3 号-4

地図・図面： [REDACTED] 図面番号 5 条-4
権利設定 所有権移転、有償売買
申請地： [REDACTED] 田 739 m² 合計 739 m²
地種： 第 2 種農地
併用地： なし
申請者： 【譲渡人】： [REDACTED]
【譲受人】： [REDACTED]
用途： キャンプ場
施設の概要： コンテナハウス平屋建て 1 棟 23 m²
申請事由： キャンプ場
説明： 【理由】 自身もアウトドアが趣味であり、キャンプ場を設営してアウトドアを満喫できるスポットを提供したいと思い、いくつかの候補地として検討するためいろいろな場所をめぐり、最適な場所を選定していく中で、本申請地が場所も規模の妥当性も最適であったため。
補足になりますが、実は申請地は平成 17 年 1 月に [REDACTED]

■■■■さんの父親（当時■■■■■在住）が非農家の自己住宅を計画申請し許可を受け所有権を移転（名義変更）、水道引込・合併浄化槽設置まで施工したが住宅建築までに至らなかった経緯がある土地で、■■■■■に照会したところ、亡くなった方の申請・許可については無効として、新たな本申請を受けるものとして良いということでの申請です。

【資金】土地代 10 万円、造成費 50 万円

合計 60 万円 を自己資金で賄う。

【期間】許可後 令和 6 年 9 月 25 日～令和 7 年 3 月 31 日

【造成】申請地外周部にフェンス設置。

【排水】雨水：自然浸透、自然流水で西側水路に放流。

汚水：合併浄化槽で処理し、処理水を西川水路へ放流。

【他法令許可】該当なし

【水利】■■■■■

【隣接同意】該当なし

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

滝川委員

以前は農地法 3 条により農地取得後転用するには 3 年 3 作は農地として営農することが義務付けられていたが、現在の運用は？

事務局

現在は、農地取得の制限は緩和され、経営面積 4 反以上や農地取得後 3 年間は営農しなくてはならないといったことはなくなりました。

3 条申請の判断基準も営農計画等を審査して決定することとしています。取得後の転用については、転用計画を審査して判断することになっています。

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第 4 号についてです。なお、案件第 1 号に滝川廣男委員に関係する案件が含まれますので、審議の間、■■■■委員はご退室をお願いします。

【 退室 】

域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び菰萱池代表の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第6号-4 (除外)

地図・図面： P.48 う-7 農振除外-4

申出区分： 農用地からの除外

申請地： ██████████ 田 1558 m²のうち 240 m²

併用地： ██████████ 田 594 m²外 1 筆 及び

農道・水路 (用途廃止予定) 合計 1386.78 m²

除外前用途： 農地

除外後用途： 敷地拡張

変更前の土地所有者： ██████████

変更後の土地所有者： -

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅2階建 (母屋、納屋) 2棟 435.51 m²
物置平屋建 4棟 87.82 m²
車庫平屋建 2棟 102.13 m²
事務所平屋建 1棟 25.30 m² 合計 650.76 m²

【資金内訳】 新たな資金計画はなし

【変更を必要とする理由】

申請人は個人自営業で建設業を営んでおりますが、倉庫や資材置場、駐車場が必要となったことから、平成12年ごろから造成工事を行い利用してきており、本除外申請地については平成17年ごろ造成工事を行い、倉庫等を建て事業用地として利用してきました。今回、農地を確認している中で無断転用が判明し、本申請に至ったものです。

申請地は宅地と隣接しており一体的に利用している状態であり、農地部分は自身の宅地に連続する2辺以上で接しております。

本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

なお、敷地内に取り込んでいる農道・水路に関しては用途廃止の手続きを進めており解消予定です。

【工事着工時期】 平成17年3月 【供用開始時期】 平成17年11月

【造成】 新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：U字溝で受け南側の既設水路へ放流

【工事着工時期】 令和6年12月 【供用開始時期】 令和7年11月

【造成】 花崗土による盛土H=0.20~0.80m、再生クラッシュランH=0.20m
コンクリート擁壁 H=0.60~1.25m

【排水】 雨水：排水柵を設置し既存排水管及び新設排水管にて東側
汚水：既存下水を利用して西側下水管に放流

【利用率】 ー

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び[REDACTED]の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第6号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願います。

事務局

続きまして、議案第7号についてです。

なお、案件第2号に[REDACTED]委員に関係する案件が含まれていますので、審議の間、滝川委員はご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

議案第7号-2(更新)

予定認定番号: 26-4-再2号

申請者:

住所:

法人設立年月日: 平成26年9月3日

営農類型: (R11目標) 水稻、麦、アスパラガス、水稻育苗

生産量目標: (R11目標)

| | 現状 | R11年目標 | | |
|--------|---------|---------|-----------|-----------------|
| 水稻 | 1,000 a | 1,200 a | 50,400 kg | (420 kg/10 a) |
| 麦 | 1,250 a | 1,500 a | 52,500 kg | (350 kg/10 a) |
| アスパラガス | 4 a | 4 a | 1,200 kg | (3,000 kg/10 a) |
| 水稻育苗 | 3,000 枚 | | | |

目標所得: 7,000 千円

農業経営改善の方向の概要:

地域の担い手が減少する中、耕作放棄地をなくし、地域農地の保全を図り、アスパラガス、水稻育苗の導入を継続実施してきた。法人経営の安定のため高性能大型機械の導入・更新により、水稻、麦、地域内の作業受託にも取り組む。

説明: 経営は順調で、機械への投資も計画的に行われています。

先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第7号の案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は3件です。

報告1-1

賃貸人：[REDACTED]
賃借人：[REDACTED]
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構
申請地：[REDACTED] 田 1162 m²外1筆 合計 2665 m²
解約日：令和6年7月31日
説明：転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃借人：[REDACTED]
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構
申請地：[REDACTED] 田 605 m² 他6筆 合計 4660 m²
解約日：令和6年7月31日
説明：耕作目的による利用権の解約で、貸付先である耕作者と転貸人である香川県農地機構との解約です。離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人：[REDACTED]
賃借人：[REDACTED]
転貸人：高松市仏生山町 公益財団法人 香川県農地機構
申請地：[REDACTED] 田 1084 m²
解約日：令和6年7月31日
説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案のうち、議案第4号の案件第1号、議案第5号の案件第7号、8号、28号、および議案第7号の案件第2号を除く、議案第1号から議案第7号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第5回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 11時 25分 閉会